

入札（見積り合わせ）結果調書

件名	旭山動物園東門建物賃貸借				
契約方法及び根拠条項	随意契約 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号				
契約の相手方	旭川市7条通10丁目2190番地の1 株式会社 旭川振興公社				
契約金額	38,158,560円（うち取引に係る消費税及び地方消費税3,468,960円）				
契約期間	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日				
契約担当課	経済部 旭山動物園				
入札（見積）日時	令和8年3月27日（金） 午前10時00分				
入 札 （ 見 積 ） 結 果					
	業者名	第1回	第2回		入札等の 執行状況
	株式会社 旭川振興公社	34,689,600円			決定
一者特命の 随意契約と した理由	当該建物は、入園者の安全確保及び事務所の狭隘化解消のため、旭川市が上記業者（株式会社旭川振興公社）へ建設を依頼したものであり、また、動物園の売改札機能を有しているほか、事務所として利用するために適した施設であり、他に代替できる施設がないことから、契約の相手方が当該建物を所有する上記業者に限定されるため、上記業者と契約するものである。（旭川市随意契約ガイドライン2(1)オに該当）				